

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第33号

佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例

佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第3条、第4条関係） 使用料				別表第1（第3条、第4条関係） 使用料			
区分		単位	単価	区分		単位	単価
重要港湾	略			重要港湾	略		
	荷役機械	1回（使用時間30分まで）	<u>9,000円</u>		荷役機械	<u>ジブクレーンを使用する場合</u>	1回（使用時間30分まで）
					<u>ガントリークレーンを使用する場合</u>		
略				略			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐賀県港湾管理条例別表第1の規定の適用については、当分の間、同表中「23,500円」とあるのは、「18,000円」と読み替えるものとする。